

議案第3号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会に対する諮問案を別紙のとおり提出します。

平成21年5月19日

鳥取県教育委員会教育長 中永 廣樹

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成21年5月19日

鳥取県教育委員会
委員長 山田 修平

記

鳥取県文化財保護条例第30条第1項の規定に基づく下記の名勝の指定について

名勝 石谷氏庭園（智頭町）

智頭宿において江戸時代以来問屋家業を営み、明治時代には林業経営で栄えた石谷家の邸宅につくられた庭園である。池庭のほか、大正年間以降の作庭とされる枯山水、芝生の庭などがあり、主要な庭園様式を巧みに配置した優れた造詣意匠を示している。

このように鳥取県における近代の資産家の邸宅として、庭園の意匠及び構造の特徴をよく遺しており、造園史上の意義が深いと考えられる。

こうした点が評価され、平成20年3月に県内で初めて国の登録記念物（名勝地）に登録された。

石谷氏庭園

